

公益社団法人鳥取県観光連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、鳥取県内における観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取県内の観光振興に関する事業
- (2) 観光情報の発信に関する事業
- (3) 物品販売に関する事業
- (4) 会員と連携協力して行う観光振興に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 第一種会員 公共団体
- (2) 第二種会員 主要観光地を単位とする観光協会、旅館組合及び観光と関係のある文化、産業、運輸その他の各種団体
- (3) 第三種会員 この法人の事業に賛同する個人、団体又は観光関連事業会社等（第5号の賛助会員を除く。）
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会において推薦された者
- (5) 賛助会員 第3号のこの法人の事業に賛同する個人のうち、次項に定める社員でない者でこの法人の事業に協力できる者。

2 前項第1号から第3号までの会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

3 賛助会員になろうとする者は、本人の申込みを事務局が受理し、事務局の審査を経て会員になるものとし、第1項の入会の手続きを要しないものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、次の会費を納入しなければならない。

会費年額	第一種会員	20口以上
	第二種会員	20口以上
	第三種会員	20口以上
	名誉会員	なし
	賛助会員	5口以上

1口の年額は、1千円とする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、名誉会員を除く会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的記録により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は会員の承諾を得た上で電磁的記録をもって、開催日1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的記録により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長に当たる。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令及びこの定款で定める事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面議決等)

第20条 総会に出席しない会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長のほか、出席した会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上、25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般法上の代表理事、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 役員は、総会の決議により、選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表権を有する副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を執行する。
- 4 代表権を有しない副会長は、会長を補佐し、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (4) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (5) 一般法第101条第2項の規定により、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第23条第1項で定めた役員の前員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 役員には、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により、別に定める。

(役員賠償責任の免除)

第30条 この法人は、役員の前一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職
- (4) 代表理事の選任及び解職
- (5) その他法令及びこの定款で定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第30条の賠償責任の免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第26条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号により請求があったときは、その日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、その通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長に当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 会計

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた事業報告書及び計算書類については、通常総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、計算書類については承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第46条の規定を除き、総会の決議により、変更することができる。

(合併等)

第44条 この法人は、総会の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備置き書類)

第49条 事務所には、次に掲げる書類を備え置き、一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 理事会及び総会の議事録
- (5) 財産目録
- (6) 役員の報酬等の規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は中島守とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始の日とする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項の規定は、平成29年度の通常総会の終結した時から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年3月22日から施行する。

ただし、第3条及び第4条第2項の変更の効力は、行政庁の変更認定を受けることを停止条件として、行政庁の変更認定を受けた日に発生することとする。